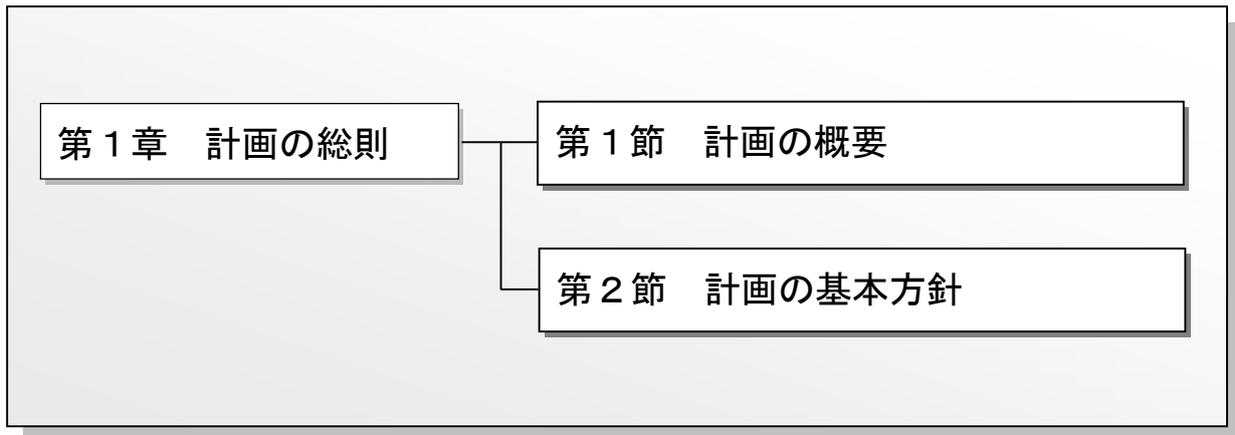


# 第1編 総則

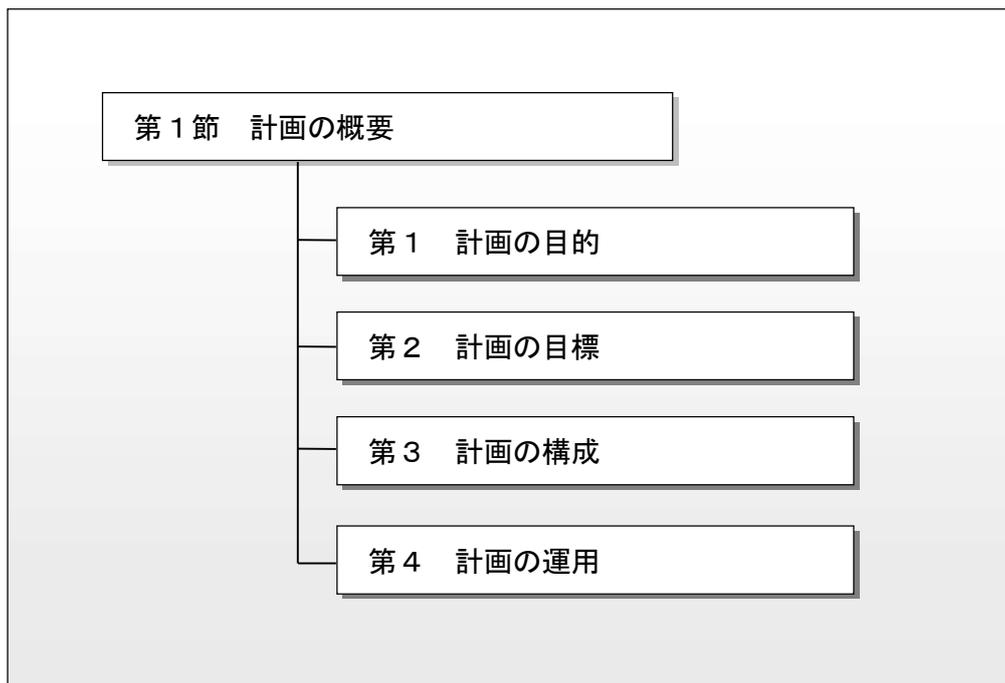
## 第1章 計画の総則

【 施策の体系 】



### 第1節 計画の概要

【 計画の概要 】



## 第1 計画の目的

春日部市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、春日部市防災会議が作成する計画であり、本市の地域に係る災害の対策について予防対策、応急対策、復旧対策等に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより防災の万全を期し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

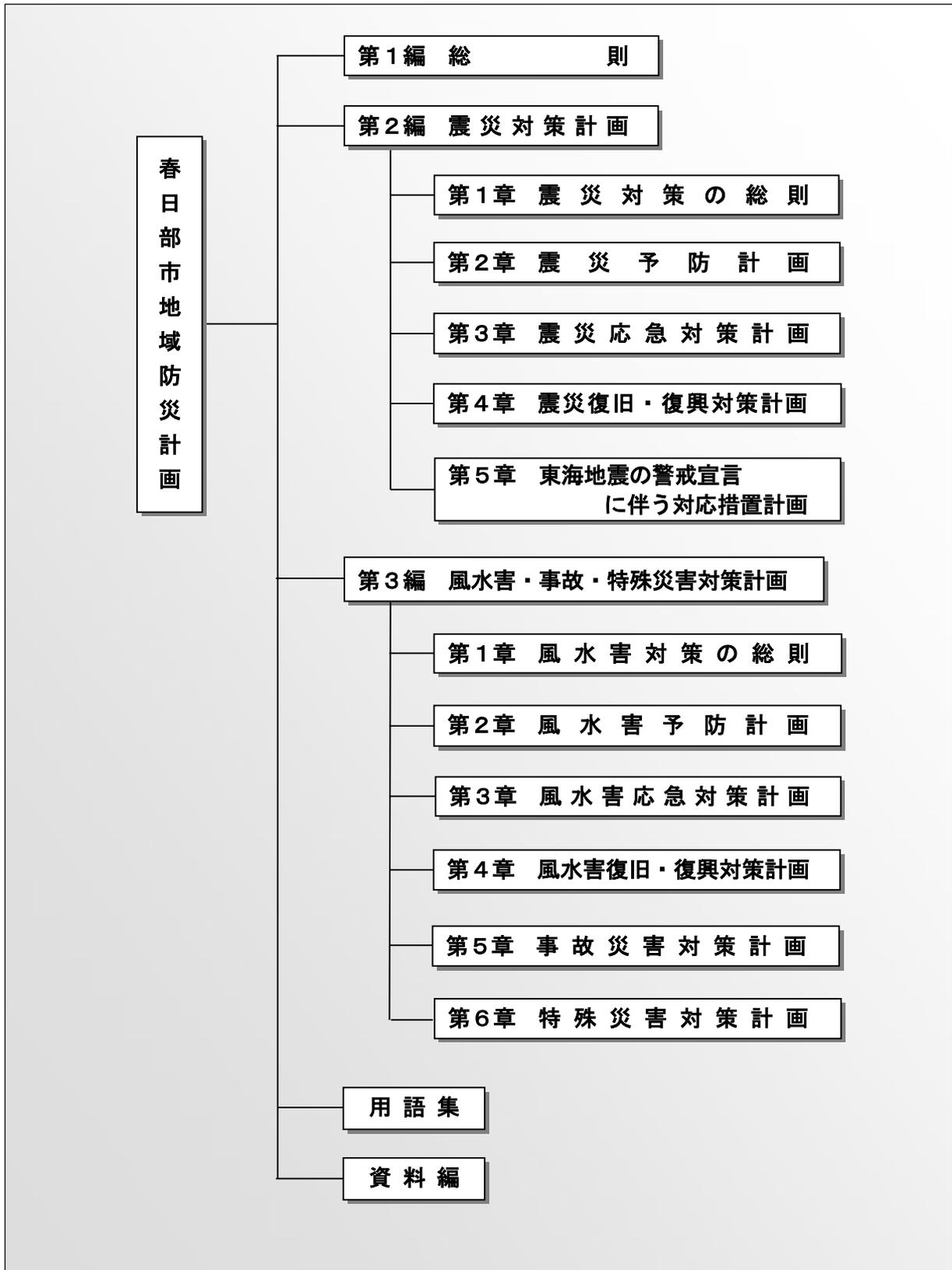
## 第2 計画の目標

この計画は、地震災害、風水害、大規模事故及び特殊災害対策をはじめとする各種災害に対処しうる防災計画を策定することを目標とする。

## 第3 計画の構成

この計画は、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、「第1編 総則」、「第2編 震災対策計画」及び「第3編 風水害・事故・特殊災害対策計画」の3編から構成される。

【 春日部市地域防災計画の構成 】



## 【 計画の構成内容の概要 】

## □ 総 則

計画の目的、構成内容、及び計画の基本方針を示すとともに、本市及び防災関係機関が行うべき業務内容を示す。また、市民、自主防災組織及び事業所についても防災について担うべき役割について明示するとともに、本市の防災環境についても整理する。

## □ 災害対策の総則（震災対策編、風水害対策編）

災害が発生した場合の被害の程度を予測し、防災対策を策定するための目標を設定する。

## □ 災害予防計画（震災対策編、風水害対策編）

災害の発生を未然に防止するため、平素において実施すべき諸施策並びに施設の整備等についての計画である。

## □ 災害応急対策計画（震災対策編、風水害対策編）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、これを防御し、発生した場合は、その被害をできる限り軽減し、また、応急対策を行う等被害の拡大を防止するための計画である。

## □ 災害復旧・復興対策計画（震災対策編、風水害対策編）

災害により被害を受けた市民の民生安定のための措置内容や、被害を受けた各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど将来の災害に備える事業の対策についての計画である。

## □ 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震について本市及び防災関係機関のとるべき事前措置の基本的事項について定めたものである。

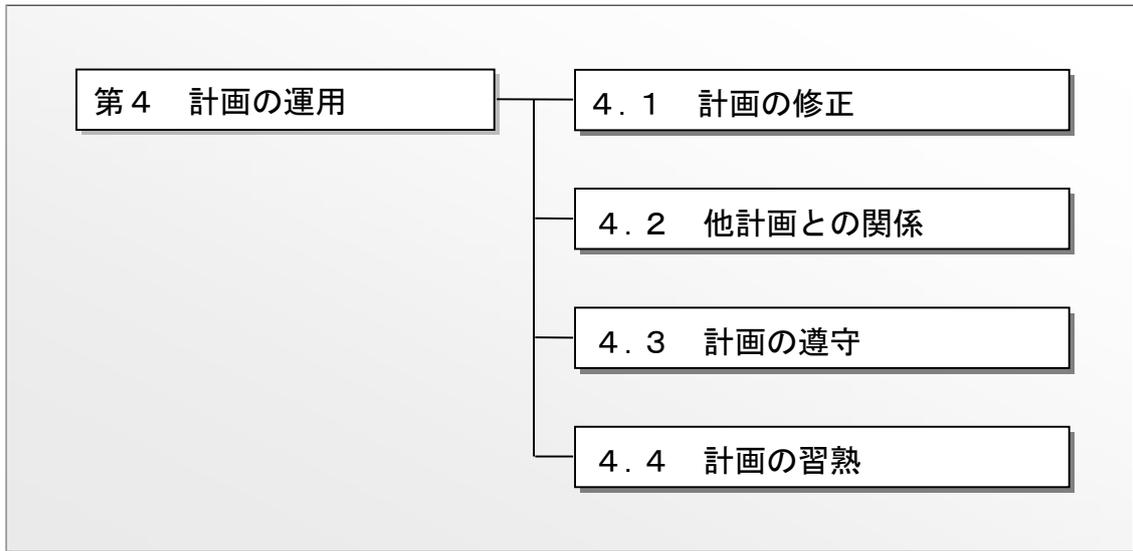
## □ 事故災害対策計画

本市において発生が懸念される事故災害のなかで、「震災対策」や「風水害対策」を準用することでは対応できないと考えられる災害に対して、想定される事故災害の内容及び応急対策活動についての計画である。

## □ 特殊災害対策計画

近年、気象の変化による竜巻や大雪等による災害の発生や、火山噴火による降灰への対応が求められてきていることから、新たに想定される災害の内容及び応急対策活動についての計画である。

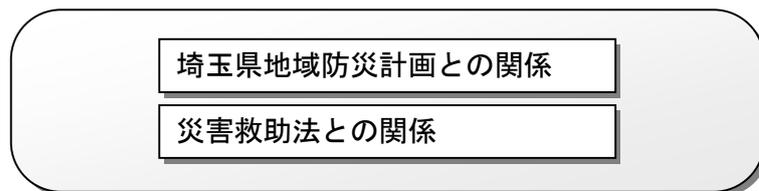
第 4 計画の運用



4.1 計画の修正

この計画は、法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めるときは、速やかに修正する。

4.2 他計画との関係



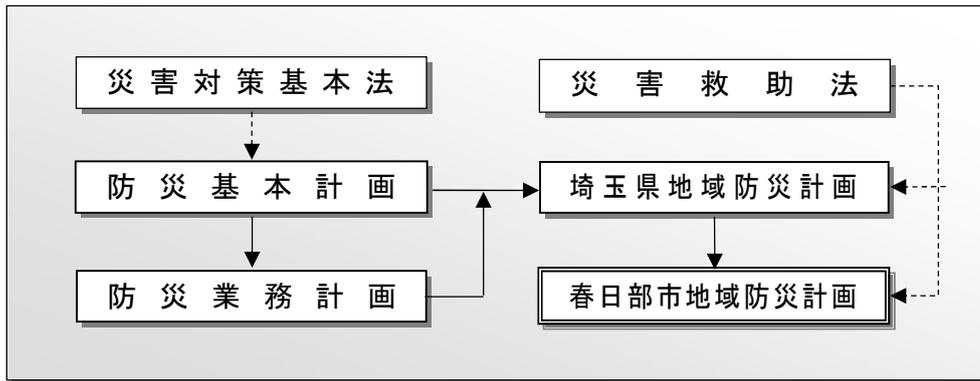
(1) 埼玉県地域防災計画との関係

この計画は、本市の地域に係わる災害対策に関する基本的かつ総合的な性格を有するものであり、埼玉県地域防災計画と整合を図るものとする。

(2) 災害救助法との関係

この計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき埼玉県知事が実施する救助のうち、同法第 13 条に基づき市長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

【 春日部市地域防災計画と他計画との関係 】



#### 4.3 計画の遵守

市の執行機関は、市長の所轄のもとに、その所掌事務及びこの計画に基づいて防災事業を処理し、市長の行う防災業務が円滑かつ的確に行われるよう最善の努力をしなければならない。

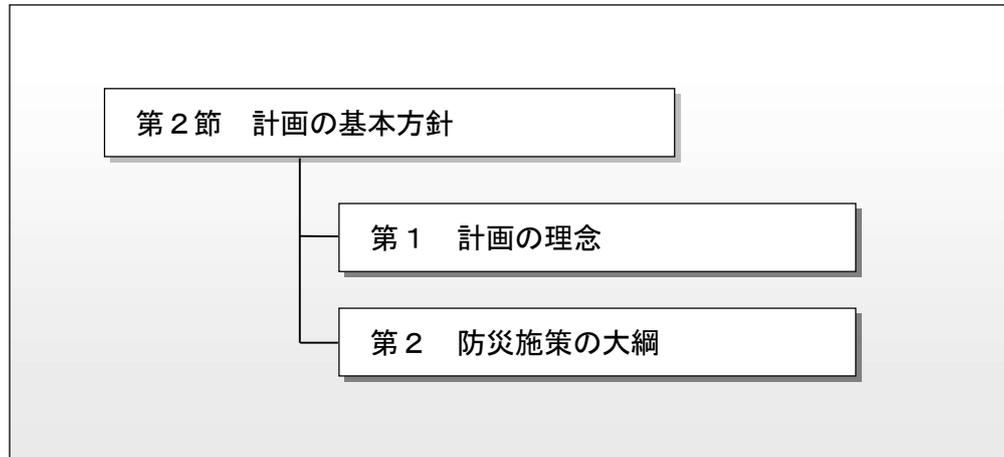
また、市内の公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、法令又はこの計画の定めるところにより、市長の行う防災事業が適切に行われるよう協力し、援助し、又は自己の業務に係る防災事務を処理しなければならない。

#### 4.4 計画の習熟

各防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査、研究、教育、訓練等を実施し、この計画の習熟に努めるとともに、広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

## 第2節 計画の基本方針

### 【 計画の基本方針 】



### 第1 計画の理念

災害対策の目的は、市民の生命、身体を守り、財産を保護し、社会生活を維持することである。そして、災害時の被害を未然に防止し若しくはできる限り軽減するには、物的な環境としての都市構造の整備、市民・行政等の防災関係機関の活動が有効に機能する体制づくりが必要である。

本市は、県内でも人口の多い都市であり、平成17年10月1日の合併により更に人口は増加しており、これまでも増して生活基盤の整備が求められている。

東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波の発生により、一度の災害で多大な人命が失われ甚大な被害をもたらした。これを教訓として、大規模広域災害に対する即応力の強化、大規模広域な災害時における被災者対応の改善、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上などが課題となっている。

この計画は、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震等の教訓を踏まえ、総合的な市地域防災計画を策定するとともに、地域の災害特性に応じた防災施策を積極的に推進するものであり、基本理念は次のとおり定めるものとする。

#### 《基本理念》

### 災害に強い安全なまちづくり

防災施策の推進に当たっては、本市及び防災関係機関は、緊密な連携の基に、災害に強い都市環境の整備並びに防災体制の整備を推進するとともに、市民は、「自らの安全は自らが守る」という認識に立ち、行政と市民が一体となった地域ぐるみの防災体制を構築するものである。

## 第 2

## 防災施策の大綱

「災害に強い安全なまちづくり」は、次の施策によりその実現の推進を図るものとする。

## 【 防災施策の大綱 】

## 災害に強い安全なまちづくり

## 防災都市づくりの推進

災害の発生による被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川、下水道等の都市基盤の災害発生による被害を最小限にとどめるため、整備を推進するとともに、建築物等の耐震不燃化や防災性を考慮した都市緑地、避難場所としてのオープンスペースの確保を図り、災害に強い総合的なまちづくりを推進する。

## 災害時に即応できる防災体制の整備

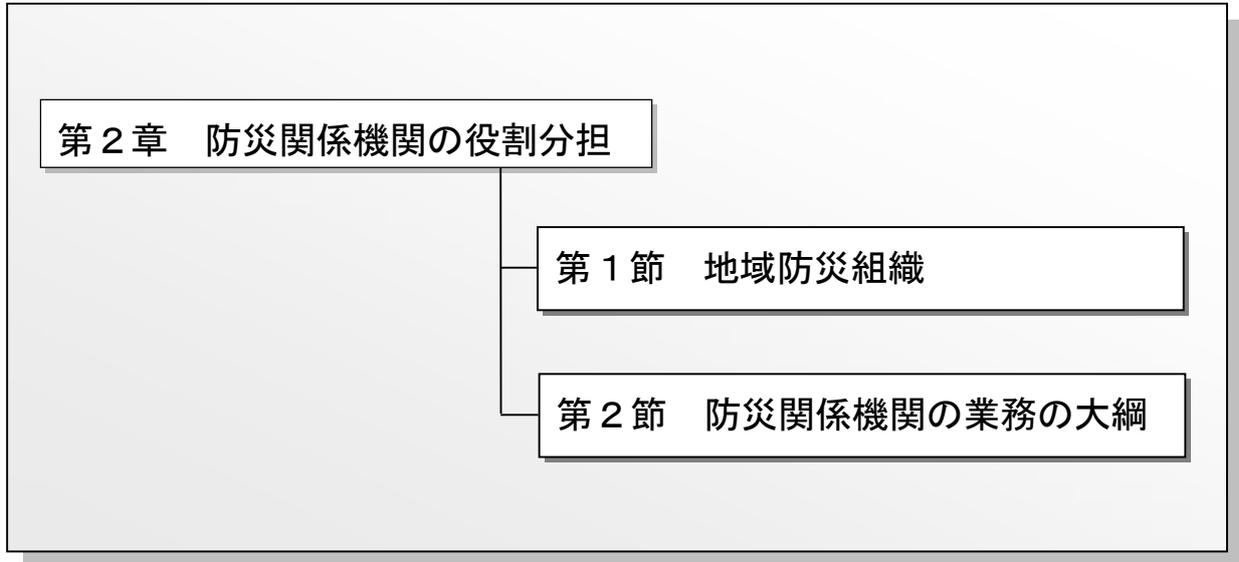
災害時における二次災害の防止、被災者の生活確保及び社会経済活動の早期回復を図るため、市内部の緊急時の対応能力を強化するとともに、他の防災関係機関と連携を図り、災害時に即応できる防災体制の整備を推進する。

## 行政と市民が一体となった防災体制の推進

市民や事業所の日ごろからの災害への備えと的確な災害時の対応が、災害時の被害を軽減する上で大きな力となることは、これまでの多くの事例が示しているところである。このことから、地域コミュニティの現状を踏まえ、自主防災組織の結成促進及び育成強化、市民の防災意識・防災知識の普及啓発を図り、行政と市民の協力による防災体制の整備を推進する。

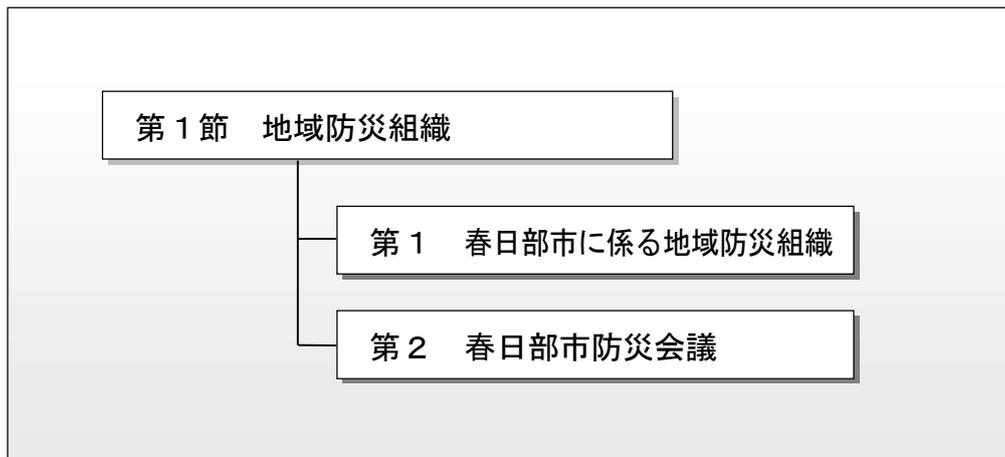
## 第2章 防災関係機関の役割分担

【施策の体系】



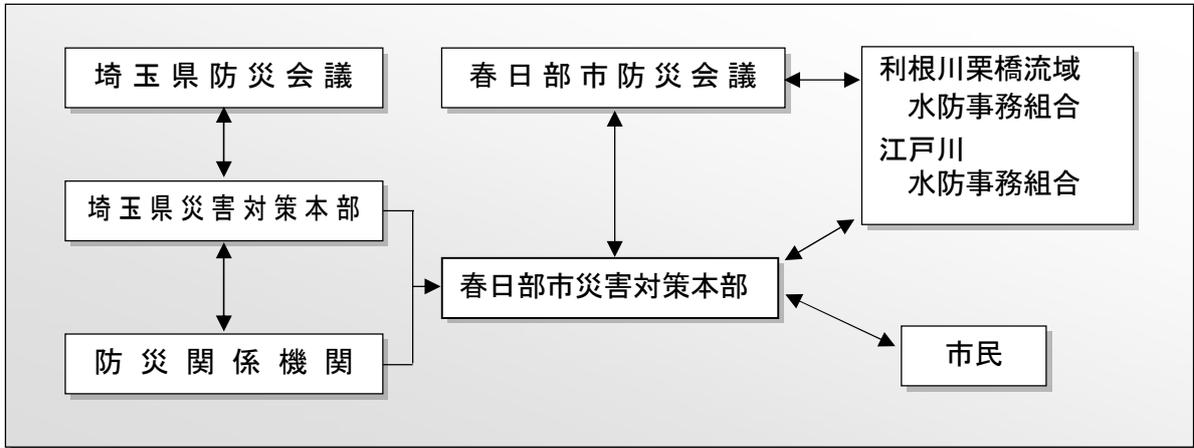
### 第1節 地域防災組織

【地域防災組織】



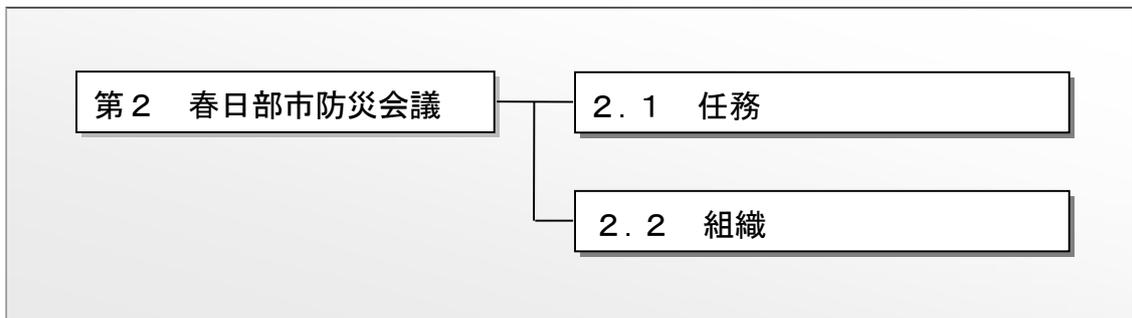
## 第1 春日部市に係る地域防災組織

本市に係る地域防災組織は次のとおりである。



## 第2 春日部市防災会議

春日部市防災会議は、法第16条及び春日部市防災会議条例に基づき設置され、任務及び組織については、次のとおりである。



### 2.1 任 務

- (1) 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 災害対策本部を設置する場合において、市長に意見を具申すること。
- (4) 災害対策本部と密接な連絡を取ること。
- (5) 地域防災計画を作成又は修正したときは、県知事に報告すること。
- (6) 地域防災計画を作成又は修正したときは、その旨を公表すること。
- (7) 関係機関の長に対して協力等を求めること。

## 2.2 組 織

- (1) 防災会議は、市長を会長とし、防災関係機関の長又は職のうちから任命された委員を持って組織する。
- (2) 防災会議の庶務は、市長公室防災対策課において処理する。
- (3) 委員の所属機関

防災会議委員の構成は以下のとおりである。

### 【 春日部市防災会議委員の組織構成 】

委員の別	区分	機関名等
会 長	春日部市	市長
1号委員	指定地方行政機関	関東農政局埼玉県拠点
		国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所
		厚生労働省埼玉労働局春日部労働基準監督署
2号委員	埼玉県	埼玉県越谷県土整備事務所
		埼玉県総合治水事務所
		埼玉県東部地域振興センター
		埼玉県春日部保健所
		埼玉県春日部農林振興センター
埼玉県教育局東部教育事務所		
3号委員	埼玉県警察	埼玉県春日部警察署
4号委員	春日部市	副市長
		水道事業管理者職務代理者
		市長公室長
		総合政策部長
		総務部長
		建設部長
5号委員	春日部市教育委員会	教育長
6号委員	消防機関	春日部市消防本部
		春日部市消防団（春日部消防団・庄和消防団）
7号委員	指定公共機関 又は 指定地方公共機関等	一般社団法人春日部市医師会
		日本郵便株式会社春日部郵便局
		東京電力パワーグリッド株式会社 春日部支社
		東日本電信電話株式会社 埼玉事業部
		東彩ガス株式会社
		東武鉄道株式会社春日部駅
		南彩農業協同組合 春日部支店
		埼玉みずほ農業協同組合 庄和中央支店
		利根川栗橋流域水防事務組合
		江戸川水防事務組合
公益社団法人埼玉県看護協会		
8号委員	自主防災組織を構成する者	春日部市自治会連合会
	学識経験のある者	埼玉県立大学

## 第2節 防災関係機関の業務の大綱

### 【 防災関係機関の業務の大綱 】



**第 1 市**

市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次の事項を実施するとともに、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、又は協力するものとする。  
なお、災害救助法の適用後は、同法第 13 条に基づき災害救助にあたる。

**【 春日部市 】**

1. 防災会議の開催及び災害対策本部の設置に関すること。
2. 災害予防
  - (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
  - (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。
  - (3) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関すること。
  - (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること。
  - (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。
3. 災害応急対策
  - (1) 情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。
  - (2) 警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関すること。
  - (3) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
  - (4) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。
  - (5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
  - (6) 施設及び設備の応急復旧に関すること。
  - (7) 清掃、感染症予防その他の保健衛生措置に関すること。
  - (9) 緊急輸送の確保に関すること。
  - (10) 前各号のほか、災害の防御又は各災害防止のための措置に関すること。
4. 災害復旧
  - (1) 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の設置及び改良に関すること。

## 第2 指定地方行政機関

### 【 関東農政局 】

1. 応急用食料・物資の支援に関すること。

### 【 埼玉労働局春日部労働基準監督署 】

### 【 埼玉労働局春日部公共職業安定所 】

1. 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。
2. 職業の安定に関すること。

### 【 国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所春日部国道出張所 】

### 【 国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所杉戸国道出張所 】

管轄する道路についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。

1. 災害予防
  - (1) 震災対策の推進
  - (2) 危機管理体制の整備
  - (3) 防災教育等の実施
  - (4) 防災訓練
  - (5) 再発防止対策の実施
2. 災害応急対策
  - (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
  - (2) 活動体制の確保
  - (3) 災害発生直後の施設の緊急点検
  - (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
  - (5) 災害時における応急工事等の実施
  - (6) 災害発生時における交通等の確保
  - (7) 緊急輸送
  - (8) 二次災害の防止対策
  - (9) 地方公共団体等への支援
  - (10) 被災者・被災事業者に対する措置
3. 災害復旧・復興
  - (1) 災害復旧の実施

**第3 県**

都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。（法第4条第1項）

**1. 災害予防**

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄及び点検に関すること。
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。

**2. 災害応急対策**

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 清掃、感染症予防その他の保護衛生措置に関すること。
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- (8) 緊急輸送の確保に関すること。
- (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

**【 県災害対策本部春日部支部（東部地域振興センター） 】**

1. 市災害対策本部との連絡調整に関すること。
2. 市の被害情報の補助的収集に関すること（市町村情報連絡員（係）の派遣等）。
3. 市の災害応急対策業務の支援に関すること。
4. 県越谷防災基地の開設・運営に関すること。

**【 越谷県土整備事務所（総合治水事務所） 】**

1. 県の所管に係わる河川、道路、橋梁の被害状況の調査及び応急修理に関すること。
2. 降水量及び水位等の観測情報に関すること。
3. 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること。
4. 水防管理団体との連絡指導に関すること。
5. 河川、道路等における障害物の除去に関すること。

**【 春日部農林振興センター 】**

1. 農作物、農業用施設及び耕地の被害状況調査に関する事。
2. 農地等の災害復旧事業に関する事。
3. 農業災害融資に関する事。
4. 被災者の食料等の確保及び輸送に関する事。
5. 農作物病虫害防除対策及び指導に関する事。

**【 春日部保健所 】**

1. 保健衛生関係の被害状況の収集に関する事。
2. 医療品、衛生材料及び各種資材の調達斡旋に関する事。
3. 水質検査に関する事。
4. 感染症発生に伴う調査指導及び感染症予防活動に関する事。
5. 災害救助食料の衛生管理に関する事。
6. 被災者の医療及び助産に関する事。
7. 特定動物（危険な動物）に関する事。

**【 東部教育事務所 】**

1. 教育関係の被害状況の調査に関する事。
2. 公立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関する事。
3. 災害給付及び貸付に関する事。
4. 応急教育実施の予定場所の指導に関する事。
5. 教育実施者の確保に関する事。
6. 応急教育の方法及び指導に関する事。
7. 教科書及び機材等の配給に関する事。
8. 国及び県の指定文化財の保護に関する事。
9. 災害地学校の保健指導に関する事。
10. 災害地学校の給食指導に関する事。

**【 春日部警察署 】**

1. 情報収集、伝達及び広報に関する事。
2. 警告及び避難誘導に関する事。
3. 人命の救助及び負傷者の救護に関する事。
4. 交通秩序の維持に関する事。
5. 犯罪の予防検挙に関する事。
6. 行方不明者の捜索、検視及び死体の調査に関する事。
7. 漂流物等の処理に関する事。
8. その他治安維持に必要な措置に関する事。

## 第4 自衛隊

### 【 陸上自衛隊第32普通科連隊 】

1. 災害派遣の準備
  - (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
  - (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
  - (3) 埼玉県地域防災計画に合わせた防災訓練の実施に関すること。
2. 災害派遣の実施
  - (1) 人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。
  - (2) 災害救助のための防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

## 第5 その他行政組合

### 【 埼玉斎場組合 】

1. 遺体の火葬に関すること。

## 第6 指定公共機関

### 【 東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 】

1. 電気通信設備の整備に関すること。
2. 災害非常通信の調整及び警報に関すること。
3. 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

### 【 東京電力パワーグリッド株式会社 春日部支社 】

1. 災害時における電力供給に関すること。
2. 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

**【 日本郵便株式会社 春日部郵便局 】**

1. 郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。
2. 救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関すること。
3. 為替貯金及び簡易保険、郵便年金の非常扱い、被災者の救援を目的とする寄附金を郵便振替により送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金免除の取扱い並びに地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金の財政調整資金等の運用管理に関すること。

**第 7 指定地方公共機関**

**【 東武鉄道株式会社 春日部駅 】**

1. 災害時に列車の運行が不能となった場合の旅客の輸送手配、不通区間をバス、自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送に関すること。
2. 災害により列車の運行が不能となった場合の措置に関すること。
  - (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと。
  - (2) 線路等や脱線車両の復旧後、関係者との打合せの上速やかに開通手配すること。
3. 線路、架線、ずい道、橋梁等の監視及び場合によっては巡回監視に関すること。
4. 死傷者の救護及び処置に関すること。
5. 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡に関すること。
6. 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守及び管理に関すること。

**【 利根川栗橋流域水防事務組合 】**

**【 江戸川水防事務組合 】**

1. 水防施設資材の整備に関すること。
2. 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。
3. 水防活動に関すること。

**【 東彩ガス株式会社 】**

1. 災害時におけるガス供給に関すること。
2. 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

**【 一般社団法人埼玉県トラック協会 春日部支部 】**

1. 災害時における貨物自動車(トラック)による救援物資の輸送の協力に関すること。

## 第 8

## 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

## 【 一般社団法人春日部市医師会 】

1. 医療及び助産活動の協力に関する事。
2. 感染症予防その他保健衛生活動の協力に関する事。
3. 災害時における医療救護活動の実施に関する事。

## 【 南彩農業協同組合 春日部支店 】

## 【 埼玉みずほ農業協同組合 庄和中央支店 】

1. 本市が実施する農作物被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
2. 農作物の災害応急対策の指導に関する事。
3. 被災農家に対する融資、斡旋に関する事。
4. 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関する事。
5. 農産物の需給調整に関する事。

## 【 社会福祉法人 春日部市社会福祉協議会 】

1. 要配慮者の支援に関する事。
2. 災害時における災害ボランティアセンターの開設・運営に関する事。
3. 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事。

## 【 商工会、商工会議所等商工業関係団体 】

1. 本市が実施する商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関する事。
2. 災害時における物価安定についての協力に関する事。
3. 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関する事。

## 【 社会福祉施設経営者 】

1. 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。
2. 災害時における収容者及び利用者の保護に関する事。

## 【 病院等経営者 】

1. 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。
2. 被災時の病人等の収容、保護に関する事。
3. 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事。

## 【 金融機関 】

1. 被災事業者等に対する資金の融資に関する事。

## 【 学校法人 】

1. 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。
2. 被災時における教育対策に関する事。
3. 被災施設の災害復旧に関する事。

## 【 婦人会・PTA等社会教育関係団体 】

1. 本市が実施する応急対策についての協力に関する事。

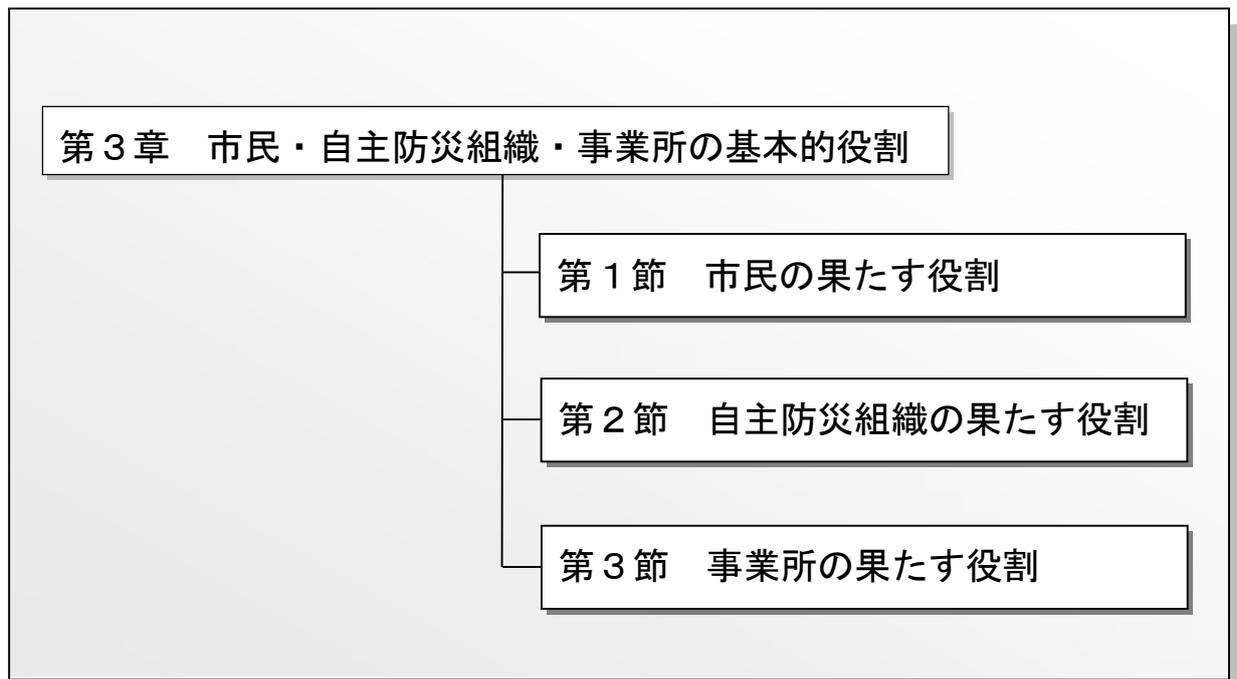
## 第3章 市民・自主防災組織・事業所の基本的役割

阪神・淡路大震災以降、近年にかけて大規模災害が全国各地で頻発する中で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、市民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自らの安全は自らが守る」ということである。

市民はこの原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、自主的に災害に備えるとともに、災害発生時には市及び防災関係機関が行う消火・救援活動などの防災活動に協力しなければならない。

また、事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない（法第7条：住民等の責務）。

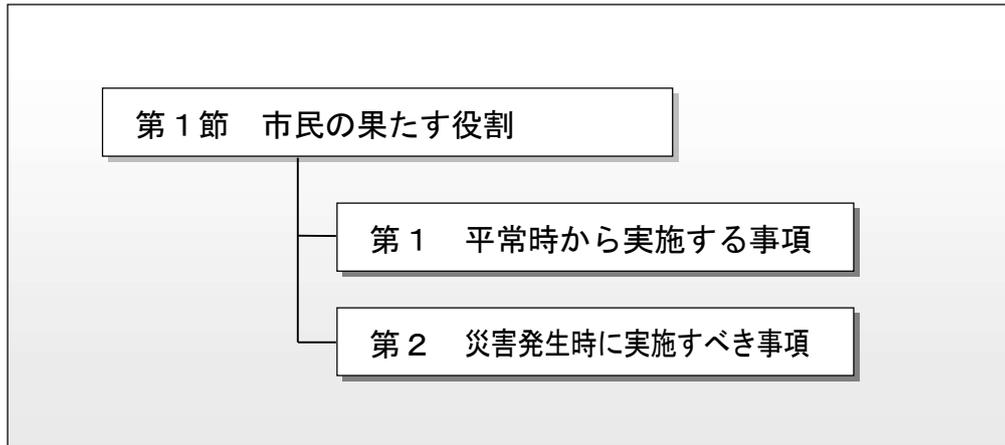
### 【 施策の体系 】



## 第1節 市民の果たす役割

市民が、災害による被害を軽減及び拡大防止するために、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

### 【 市民の果たす役割 】



**第 1 平常時から実施する事項**

1. 防災に関する知識の習得
2. 災害時の連絡方法や集合場所の確認
3. 地域固有の災害特性の理解と認識
4. 家屋等の耐震性の促進、家具の転倒防止対策等の家庭内の事故防止
5. ブロック塀等の改修及び生垣化
6. 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
7. 避難場所、避難路の確認
8. 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
9. 各種防災訓練の参加
10. 災害教訓の伝承
11. 家屋の風水害対策
12. 地震保険等災害保険への加入
13. 帰宅困難時の対応知識の修得
14. 災害時の情報の把握及び伝達・共有に関する知識・手法等の習熟

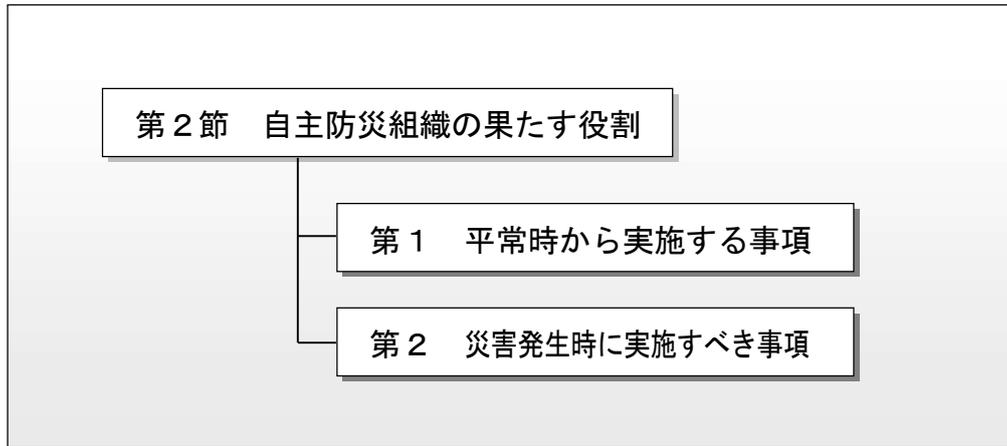
**第 2 災害発生時に実施すべき事項**

1. 正確な情報の把握及び伝達
2. 出火防止措置及び初期消火の実施
3. 適切な避難の実施
4. 組織的な応急復旧活動への参加と協力
5. 洪水時の避難
6. 自主防災組織等との協力による要配慮者の救出・避難支援

## 第2節 自主防災組織の果たす役割

自治会等により組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

### 【 自主防災組織の果たす役割 】



**第 1 平常時から実施する事項**

1. 防災に関する知識の普及、啓発
2. 避難場所、避難路の確認
3. 地区内の要配慮者の把握
4. 消火訓練の実施
5. 避難誘導訓練の実施
6. 救援救護訓練の実施
7. 診療所・医療機関等の協議
8. 地元商店街等の協議
9. 防災資機材の備蓄、管理

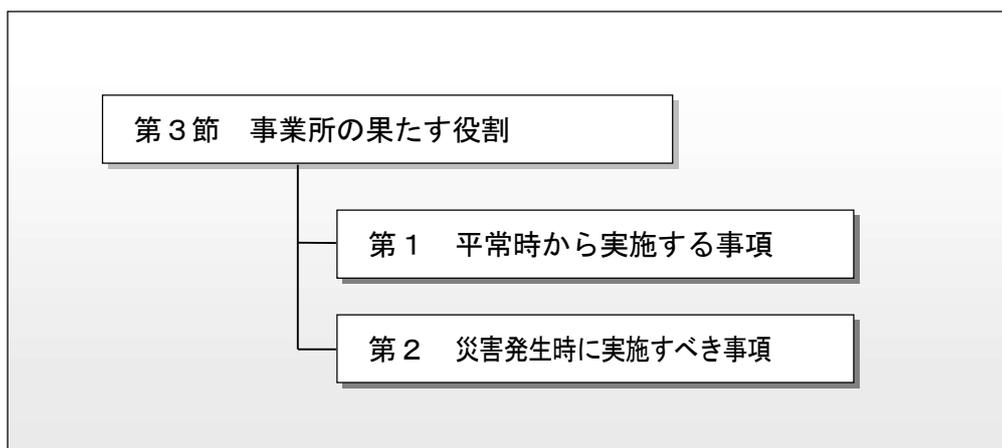
**第 2 災害発生時に実施すべき事項**

1. 対策本部の設置、運営及び各班との連絡調整
2. 火災の初期消火と市災害対策本部及び関係機関への連絡
3. 人員の確認、地域住民の避難誘導
4. 要配慮者の保護、安全確保
5. 負傷者の救護、医療機関との連携
6. 避難所開設への協力
7. 避難所運営への積極的な協力
8. 被害状況、災害情報の収集・報告・広報
9. 救援物資の受入、配分
10. 食料、飲料水の調達、配分
11. 防災資機材の活用

## 第3節 事業所の果たす役割

事業所が、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

### 【 事業所の果たす役割 】



第 1

平常時から実施する事項

1. 防災責任者の育成
2. 建築物の耐震化の促進
3. 施設、設備の安全管理
4. 防災訓練の実施
5. 従業員に対する防災知識の普及
6. 自衛消防隊の結成と防災計画の作成
7. 地域防災活動への参加、協力
8. 防災資機材の備蓄と管理
9. 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
10. 広告、外装材等の落下防止
11. 帰宅困難時の対応知識の習得
12. 建物の風水害対策
13. 災害時の情報の把握及び伝達・共有に関する知識・手法等の習熟

第 2

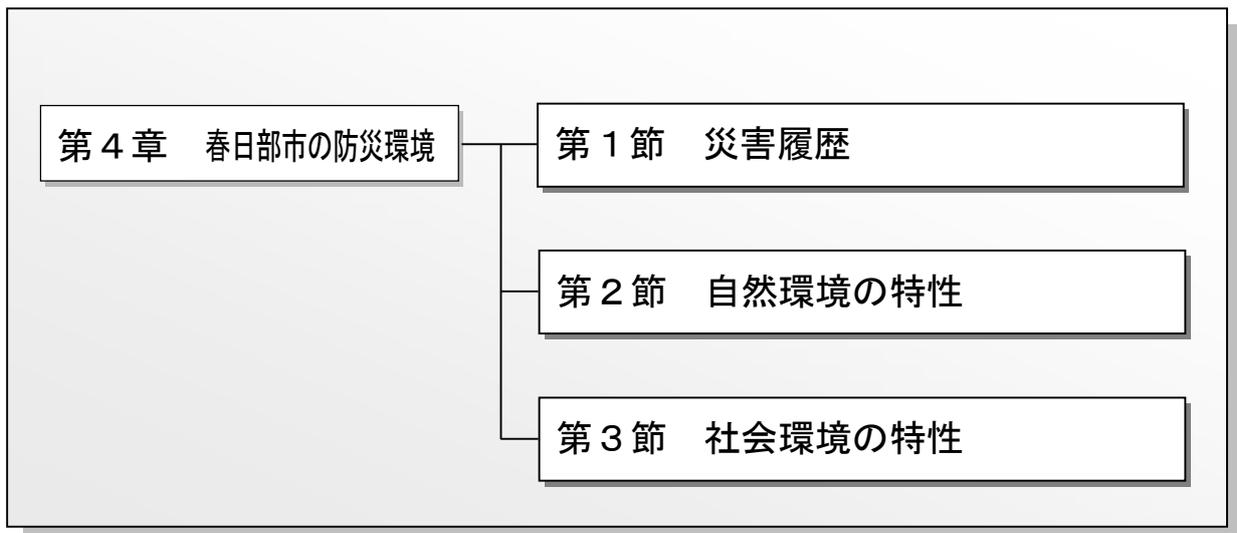
災害発生時に実施すべき事項

1. 正確な情報の把握及び伝達・共有
2. 出火防止措置、初期消火の実施
3. 従業員、利用者等の避難誘導
4. 応急救助・救護
5. ボランティア活動への支援
6. 帰宅困難者対策の実施
7. 地域活動への貢献、被災者支援

## 第4章 春日部市の防災環境

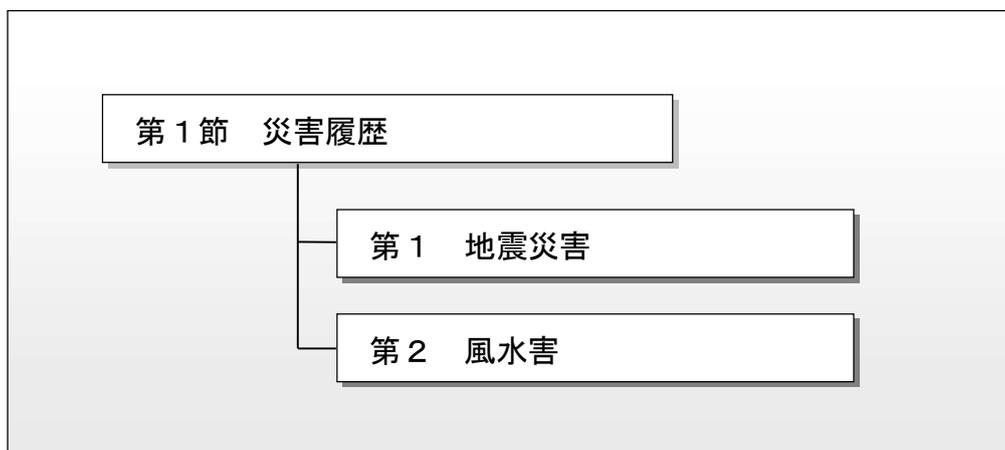
本市の地震災害及び風水害に関する災害履歴、防災に係る自然環境及び社会環境の特性を以下に整理した。

### 【 施策の体系 】

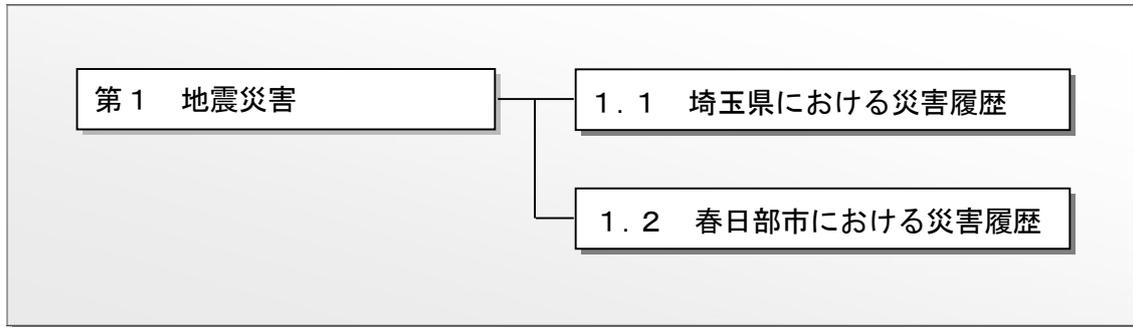


### 第1節 災害履歴

#### 【 災害履歴 】



## 第1 地震災害



### 1.1 埼玉県における災害履歴

埼玉県に影響を及ぼす地震としては、震源が近いいわゆる直下型地震と、本県から中～長距離の主として海溝部に起こる巨大地震とがある。

これら有史以来の歴史的な被害地震については、気象庁等によって地震カタログとして整理されている。

なかでも大きな被害を与えた地震としては、818年の関東諸国の地震、1855年の安政江戸地震、1923年の関東大地震、1931年の西埼玉地震及び2011年の東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）があげられる。

## 【 埼玉県における被害地震 】

発生年月日	M	緯度 経度	深さ km	震源地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。
878. 11. 1	7.4	35.50 139.30	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多数。
1615. 6. 26	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れを生じた。詳細不明。
1630. 8. 2	6.3	35.75 139.75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、堀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、堀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649. 7. 30	7.0	35.80 139.50	—	武蔵・下野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・堀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余。(埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703. 12. 31	8.2	34.7 139.8	—	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、県内の被害の詳細は不明。
1791. 1. 1	6.3	35.80 139.60	—	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の被損。川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854. 12. 23	8.4	34.00 137.80	—	東海	(埼玉県)推定震度 蕨、桶川、行田5。
1855. 11. 11	6.9	36.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.2km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。(埼玉県)推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒、人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒、死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大被、壁落等あり。
1859. 1. 11	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894. 6. 20	7.0	35.70 139.80	—	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。(埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵

					の崩壊 10、家屋破損 5、川口で家屋・土蔵の破損 25。南平柳村で家屋小破 50、土蔵の大破 3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894. 10. 7	6. 7	35. 60 139. 80	—	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突 3 本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923. 9. 1	7. 9	35. 20 139. 30	—	関東南部	死者 99, 331 名、負傷者 103, 733 名、行方不明者 43, 476 名、家屋全壊 128, 266 軒、半壊 126, 233 軒、焼失 447, 128 軒、流出 868 軒。 (埼玉県)死者 316 名、負傷者 497 名、行方不明者 95 名、家屋全壊 9, 268 軒、半壊 7, 577 軒
1924. 1. 15	7. 3	35. 50 139. 20	—	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931. 9. 21	6. 9	36. 15 139. 3	10	埼玉県西部	(西埼玉地震) 震度 5 (埼玉県) 死者 11 名、負傷者 114 名、全壊家屋 172 戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い。
1968. 7. 1	6. 1	35. 59 139. 26	50	埼玉県中部	深さが 50km のため、規模の割りに小被害で済んだ。東京で負傷 6 名、家屋一部破損 50、非住家破損 1、栃木で負傷 1 名。
1974. 8. 4	5. 8	36. 01 139. 6	50	茨城県南部	熊谷、秩父で震度 3。県内の南部で被害発生。負傷者 10 名、家屋一部損壊 49。
1989. 2. 19	5. 6	36. 01 139. 54	54	茨城県南西部	茨城県、千葉県で負傷者 2 人、火災 2 件。他に塀、車、窓ガラス破損、熊谷で震度 3。
2004. 10. 6	5. 7	35. 59 140. 1	60	茨城県南部	宮代町で震度 5 弱。県内で負傷者 2 名
2004. 10. 23	6. 8	36. 17 138. 5	13	新潟県中越地方	(新潟県中越地震) (埼玉県) 久喜市で震度 5 弱。負傷者 1 名
2005. 2. 16	5. 4	36 140	45	茨城県南部	久喜市、騎西町ほか南部及び東部の 14 市町で震度 4。負傷者 6 名。
2005. 7. 23	6	35. 6 140. 1	73	千葉県北西部	草加市、鳩ヶ谷市、八潮市、三郷市、宮代町で震度 5 弱。負傷者 9 名。
2005. 8. 16	7. 2	38. 2 142. 3	42	宮城県沖	加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市、吹上町、吉見町、騎西町、北川辺町、大利根町、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町、大里町、春日部市、草加市、戸田市、八潮市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、毛呂山町、川島町、宮代町、白岡町、庄和町、さいたま市で震度 4。負傷者 4 名、全壊家屋 1 棟
2005. 10. 16	5. 1	36. 1 139. 9	40	茨城県南部	久喜市、騎西町、川口市、春日部市、戸田市、和光市、桶川市、宮代町、さいたま市で震度 4。負傷者 2 名。
2011. 3. 11	9. 0	38. 1 142. 9	24	三陸沖	(東日本大震災) (埼玉県) 宮代町で震度 6 弱。熊谷市、行田市、加須市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、吉見町、川口市、春日部市、草加市、戸田市、三郷市、幸手市、吉川市、川島町、白岡町、杉戸町、さいたま市大宮区、さいたま市中央区で震度 5 強。負傷者 104 人、家屋全壊 24 棟、家屋半壊 194 棟、家屋一部破損 16, 161 棟、火災発生 12 件。液状化による住宅被害は全壊 12 棟、大規模半壊 39 棟、半壊 56 棟、一部損壊 423 棟。

資料) 平成 29 年度版 埼玉の震災対策

## 1.2 春日部市における災害履歴



## (1) 関東大震災

過去、本市に最大の地震被害をもたらしたのは、大正12年(1923)9月1日午前11時58分、相模湾を震源地として発生した関東大震災(関東地震)である。

関東大震災による埼玉県の被害は、東京や神奈川ほどではなかったものの、死傷者734人、建物の全半壊13,719戸であった。とりわけ、県東南部の足立・北葛飾両郡の被害が大きく、粕壁町は川口町、幸手町と共に三大被災地といわれた。

春日部地域における木造住家の被害は、粕壁町、武里村、幸松村、豊春村で特に大きかった。一方、内牧村、南櫻井村、川邊村などでは被害は軽微であった。

【 関東大震災による住家被害状況 】

町村	項目	木造住家の被害数		
		全戸数	全潰数	全潰率%
幸松村		562	93	16.55
豊野村		388	29	7.47
寶珠花村		287	10	3.48
富多村		328	9	2.74
南櫻井村		589	3	0.51
川邊村		387	2	0.52
豊春村		410	78	19.02
内牧村		330	1	0.30
粕壁町		1,180	209	17.71
武里村		514	152	29.57
計		4,975	586	11.78

資料) 武村・諸井(2002)：地質調査所データに基づく1923年関東地震の詳細震度分布 その2. 埼玉県

## (2) 東日本大震災

平成 23 年(2011) 3 月 11 日午後 2 時 46 分、三陸沖を震源地として発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）における市内の被害状況は、以下のとおりであった。

- 春日部市震度：震度 5 強
- 春日部市余震：震度 5 弱が 2 回、震度 4 が 10 回
- 建物火災（部分焼）：1 件
- 負傷者 13 人（中等症 1 人・軽症 12 人）
- 建物（住宅）被害：半壊 4 件 ○ブロック塀倒壊：30 箇所 ○屋根瓦損壊等：338 箇所
- 道路陥没等：104 箇所（うち通行障害陥没等 20 箇所県報告）
- 液状化：4 箇所（砂が少し出た程度：備後東、一ノ割、藤塚、緑町）
- 停電戸数：約 2,000 戸（12 日に全復旧）※計画停電 11 回（3 月 15 日から 3 月 28 日）
- 水道管損壊：断水なし（本管 75 箇所、給水管 55 箇所、浄水場（送水管）1 箇所）
- 公共下水道管（汚水）：異常なし ○都市ガス：異常なし
- 東武鉄道：一時運行停止（12 日 9 時 20 分に運行開始）
- 小中学校、公園施設、福祉施設など被害 100 カ所以上 利用者・児童生徒の負傷者なし

## 第2 風水害

春日部市内で広範囲に浸水被害を生じた水害としては、下表のように、昭和61年8月水害（台風10号）、平成5年8月水害（台風11号）等があり、1,000棟を超える家屋の浸水被害が発生している。

これらの浸水は、主に内水はん濫によるもので、浸水区域は、市内の大部分を占める低地に広く分布している。

【春日部市の主な水害被害（昭和39年～平成30年）】 [被害額の単位：千円]

発生日	発生年月日	異常気象名	浸水棟数			一般資産被害額			被害額計
			床上浸水	床下浸水	浸水棟数計	一般資産被害額	営業停止被害額	農作物被害額	
昭和41年	6.28-29	台風第4号	0	33	33	0	0	0	0
昭和46年	8.27-9.13	台風第23、25、26号 及び秋雨前線豪雨	10	800	810	7,194	459	50,605	58,258
昭和49年	7.1-7.12	台風第8号及び豪雨	0	17	17	3,597	226	0	3,823
昭和49年	8.17-9.10	台風第14、16、18号等	0	34	34	8,258	526	280	9,064
昭和50年	6.3-7.18	豪雨	0	23	23	2,192	139	0	2,331
	11.5-11.8	豪雨、突風と風浪	0	8	8	1,117	70	0	1,187
昭和51年	5.19-7.21	豪雨と台風第9号	0	58	58	8,140	515	0	8,655
昭和56年	10.19-10.25	台風第24号、風浪と豪雨	0	6	6	5,390	343	2,000	7,733
昭和60年	5.27-7.24	豪雨及び台風第6号	0	48	48	12,633	803	0	13,436
昭和61年	8.2-8.10	台風第10号及び豪雨	280	1,062	1,342	2,510,105	160,205	0	2,670,310
	9.2-9.13	台風第15号 及び豪雨・風浪・落雷	2	1	3	18,720	1,193	0	19,913
昭和62年	8.16-8.18	豪雨・落雷	19	27	46	97,110	6,193	0	103,303
平成02年	9.24-10.1	豪雨・台風第20号	0	1	1	0	457	0	457
平成05年	8.27-8.28	台風第11号	52	1,332	1,384	852,516	51,143	52,398	956,057
	11.13-11.14	豪雨・風浪	0	4	4	2,950	177	0	3,127
平成06年	8.20		0	11	11	4,396	263	0	4,659
平成08年	9.21-23	台風第17号	14	231	245	158,596	9,513	0	168,109
平成10年	9.16	豪雨及び台風第5号	0	1	1	665	0	0	665
平成11年	8.14	豪雨	7	14	21	69,348	4,289	0	73,637
平成12年	7.7-7.8	台風第3号	16	4	20	35,273	0	0	35,273
平成20年	8.26-9.2	豪雨	74	1,244	1,318		1,500,660	0	1,500,600
平成21年	8.3-8.8	豪雨	0	28	28		31,216	0	31,216
平成21年	10.5-10.9	台風18号	5	104	109		193,822	0	193,822
平成22年	9.28	豪雨	0	1	1		953	0	953
平成25年	10.15-10.16	台風26号	1	87	88		93,319	0	93,319
平成27年	9.9-9.11	台風18号	134	1,031	1,165		2,001,678	0	2,001,678
平成28年	8.22-8.23	台風9号	0	9	9		11,125	0	11,125

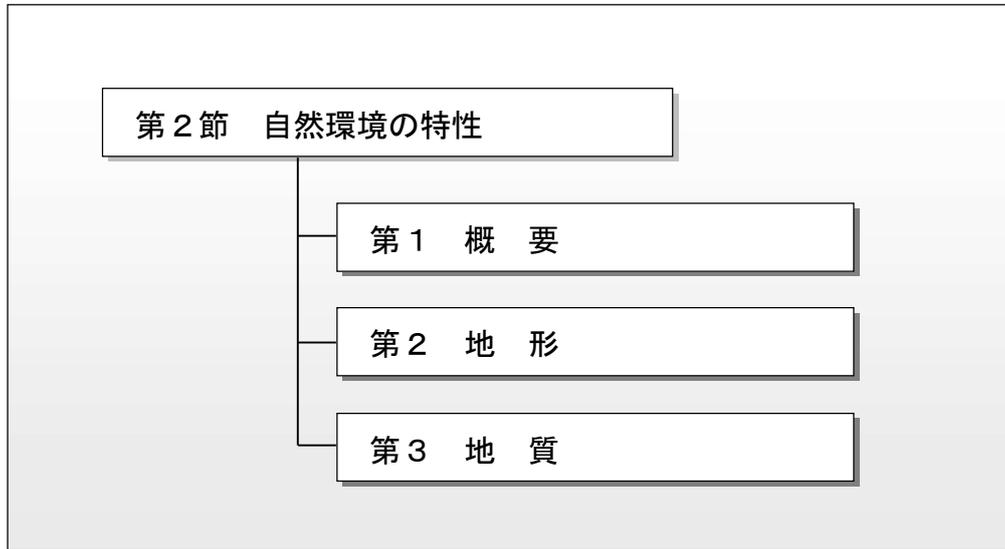
注) 昭和41年から平成14年は旧春日部市及び庄和町の一般資産被害を集計

注) 平成20年以降、資料において一般資産被害額と営業停止被害額の合計が計上

資料) 国土交通省河川局「水害統計」

## 第2節 自然環境の特性

### 【 自然環境の特性 】



### 第1 概要

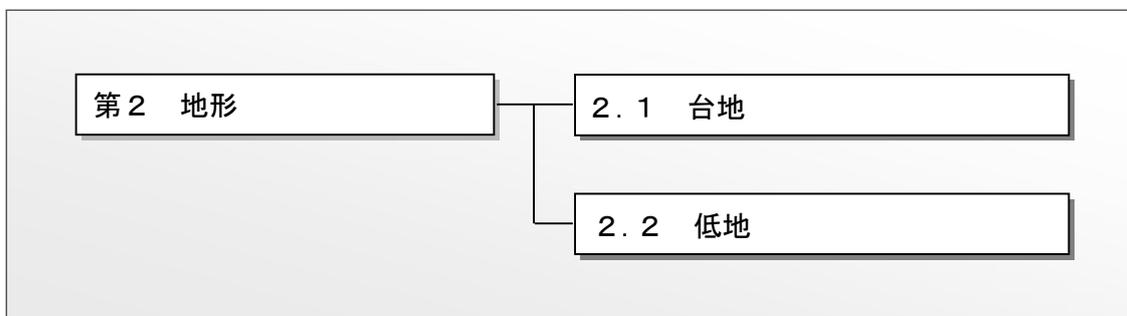
本市は、都心から35km圏、関東平野のほぼ中央、埼玉県の一部に位置する。行政面積は65.98km<sup>2</sup>で、北は宮代町、杉戸町、東は江戸川を挟んで千葉県野田市、南は越谷市、松伏町、西はさいたま市、白岡市の各市町と接している。

年平均気温はおおむね14℃から15℃と温暖であるが、夏季は高温多湿となり、梅雨期及び秋雨期の他、年によっては台風による降雨があり、平均年降水量は1,200mm程度である。冬は乾燥した晴天が続く太平洋岸の気候の特徴を有している。

市域は、北西部の大宮台地、東部の下総台地にはさまれるように中川低地が広がっており、大落古利根川、古隅田川、中川、江戸川などの河川が流れている。

## 第2 地 形

埼玉県の地形は大別して東部の埼玉平野と秩父山地の二つの地域に分けることができる。本市は埼玉平野の東部に属し、市内の地形は大きく台地と低地から構成されている。



### 2.1 台 地

市内西部の豊春、内牧地区には大宮台地の一部を構成する標高 15m程度の台地が分布している。また、東部の西宝珠花や南桜井駅周辺にも、江戸川によって分断された下総台地の一部が分布している。これらの台地は、地質学的には第四紀の更新世後期に形成されたものであるが、市内を貫流する各河川の開析により形成され、小さな支谷が入り組んで谷津を形成している。この台地は完新世の腐植土が 50cm 程堆積し、それ以下は関東ローム層と呼ばれる赤色土層となっている。この地層は、ローム層の成分はほとんどが関東平野を囲む富士、箱根、浅間等の火山により噴出された火山噴出物（軽石・スコリア・火山灰等）が降下して形成されたものである。関東ローム層は下部より多摩ローム、下末吉ローム、武蔵野ローム、立川ロームの各ローム層に区分されている。大宮台地は立川Ⅱ面、又は小原台面に相当している。これらの台地は後氷期の浸食によって複雑な谷が刻まれており、台地は局所的に舌状の地形を示している。

### 2.2 低 地

市内の低地は西方の大宮台地、東方の下総台地と呼ばれる洪積台地が後氷期に浸食され形成された谷が海進や元荒川、中川、庄内古川等市内を貫流する河川によるはん濫で埋積されてできた沖積低地である。低地内の河川は曲流して自然堤防、後背湿地、砂丘、三角州等の地形を形づくっている。流域の低地の幅は約 10 数 km で、全体の標高差は 13～14m 程度であり、標高は上流の北川辺町で約 15m、幸手市・杉戸町で約 8 m、春日部市周辺で約 5 m、草加市で約 3 m、東京で約 1 m と、全体に北から南へ 1/2000 前後の緩やかな勾配をもっている。なお、市内や越谷市付近は古利根川、元荒川の浸食による蛇行が著しく、湾曲した自然堤防がよく発達している。市内の古くからの集落は自然堤防上に立地したものが多く、自然堤防の背後には後背湿地が広く分布し、従来は水田として利用されていたが、市街化の進展に伴い、近年は盛土等により宅地化が進んでいる。

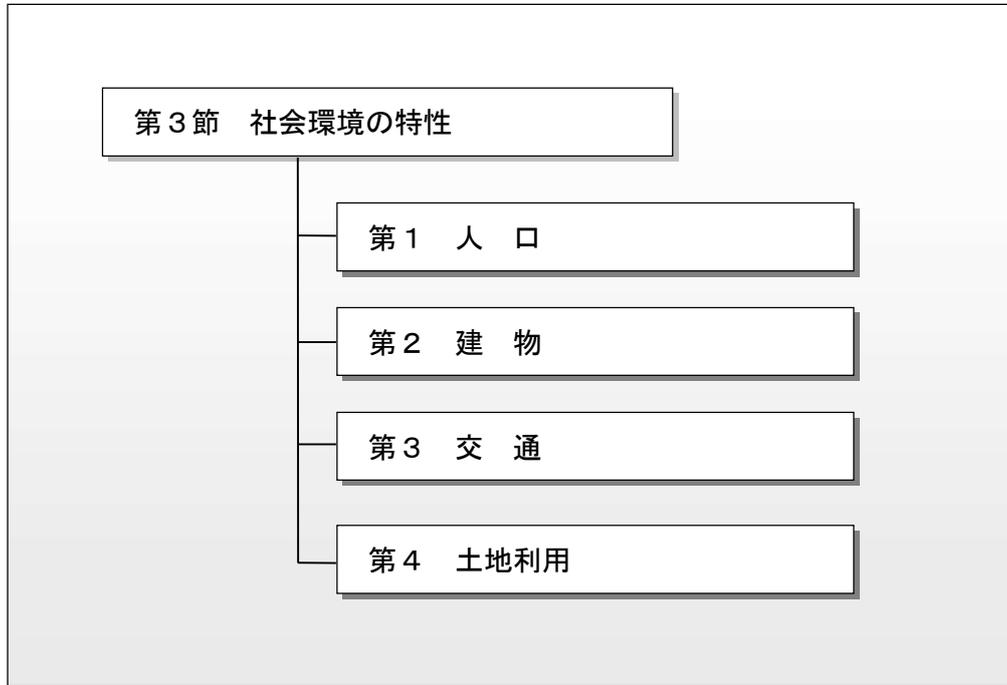
### 第3 地質

地質は、低地のほぼ全域が沖積世堆積物の軟弱な粘性土層、緩い砂質土層でおおわれている。この層は平均で30m程度の厚さを持ち、所によっては40m以上を示し全体に厚くこれらの下部に洪積世堆積物が続く。また、台地には火山灰層に覆われた洪積世堆積物が分布している。洪積世堆積物は、200万前～1万年前の間に堆積した地質的に比較的安定した土層であるのに対し、沖積世堆積物は1万年前以後に堆積した非常に軟弱な土層である。また、最上部は元荒川や古利根川が蛇行して流れ、洪水を引き起こし、自然堤防や後背湿地などを形成して現在のような地形となった。

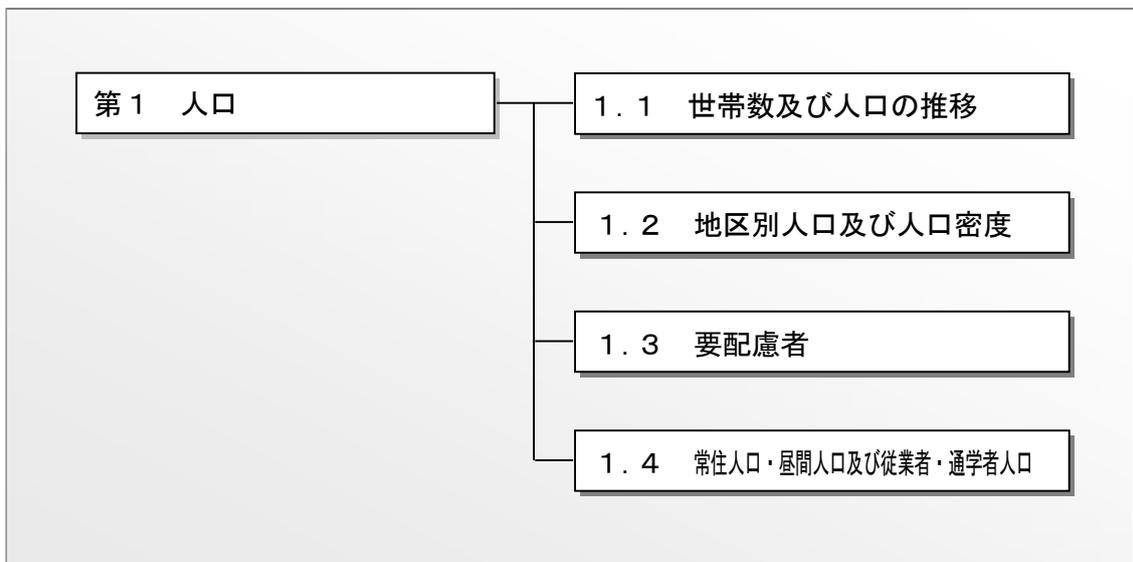
したがって、本市の地質は地質的に新しい時代の堆積物からできており軟弱地盤地域となっている。

## 第3節 社会環境の特性

### 【 社会環境の特性 】



## 第1 人口



### 1.1 世帯数及び人口の推移

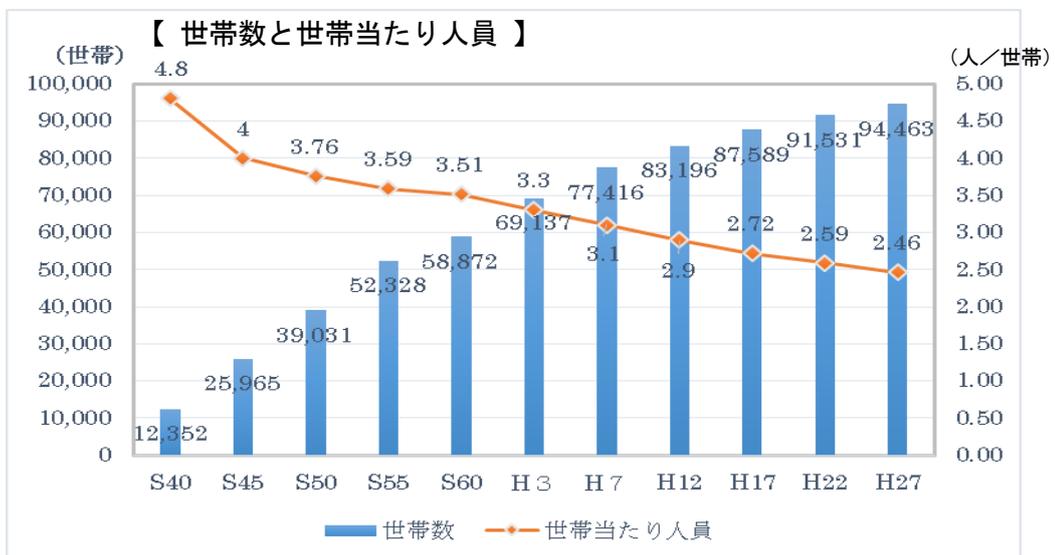
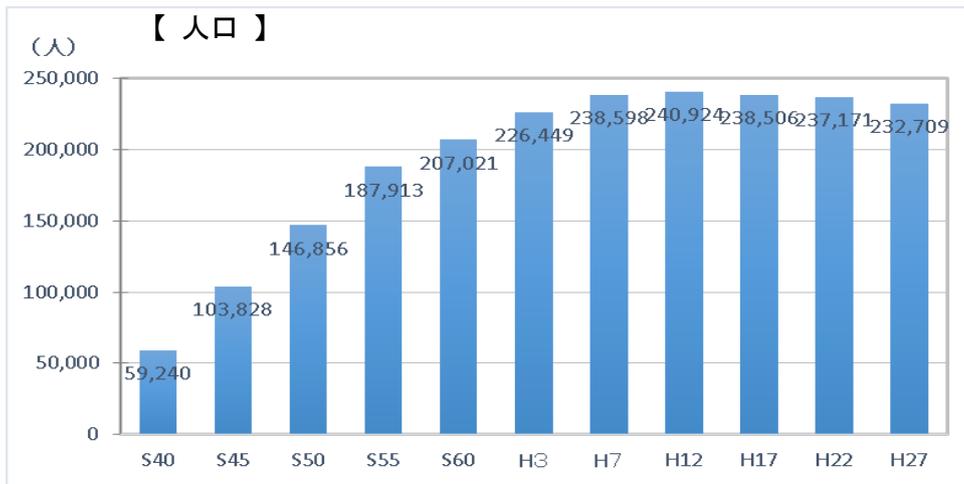
昭和40年に人口59,240人、世帯数12,352世帯が、平成27年に人口232,709人、世帯数94,463世帯となっている。

人口、世帯数ともいずれも増加しているが、その推移をみると、人口については、平成12年の240,924人をピークに減少に転じている。世帯数については、年々増加しているが、核家族や単身世帯の増加により世帯当たり人員は減少傾向が続いている。

【人口及び世帯数の推移(昭和40年～平成27年)】

年次	人口	世帯数	世帯当たり人員
S40	59,240	12,352	4.80
S45	103,828	25,965	4.00
S50	146,856	39,031	3.76
S55	187,913	52,328	3.59
S60	207,021	58,997	3.51
H3	226,449	69,137	3.28
H7	238,598	77,416	3.08
H12	240,924	83,196	2.90
H17	238,506	87,589	2.72
H22	237,171	91,531	2.59
H27	232,709	94,463	2.46

資料) 国勢調査 (平成17年以前は合併前の春日部市と庄和町の人口の合計)



## 1.2 地区別人口及び人口密度

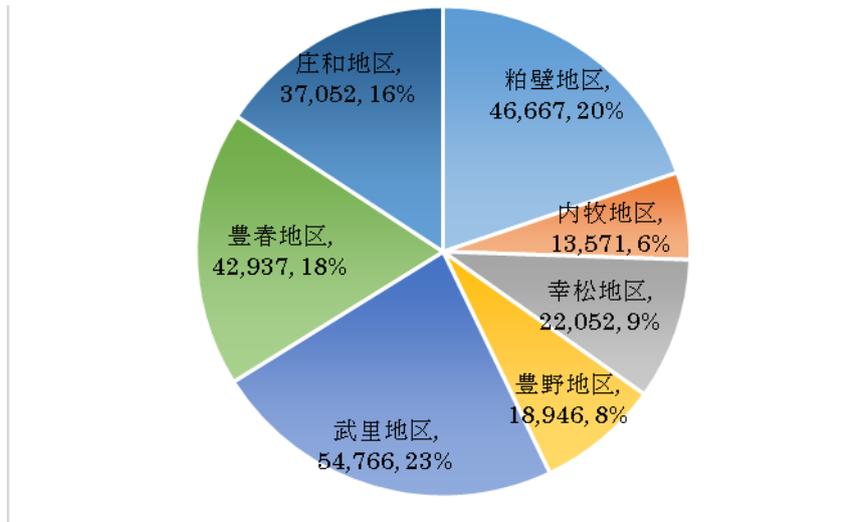
本市の地区別人口は、武里地区が最も多く 54,766 人で全体の 23.2%を占めている。以下粕壁地区が 46,667 人で全体の 19.8%、豊春地区が 42,937 人で全体の 18.2%の順となっている。人口密度は、粕壁地区が最も高く 94.8 人/ha、以下順に武里地区 71.9 人/ha、豊春地区 55.4 人/ha となっている。

地区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口割合 (%)	平均世帯人員 (人)	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)
粕壁地区	21,583	46,667	19.8	2.1	492.4	94.8
内牧地区	6,135	13,571	5.8	2.2	529.2	25.6
幸松地区	9,497	22,052	9.3	2.3	718.3	30.7
豊野地区	8,022	18,946	8.0	2.3	505.8	37.5
武里地区	25,620	54,766	23.2	2.1	761.7	71.9
豊春地区	18,683	42,937	18.2	2.2	775.5	55.4
庄和地区	14,968	37,052	15.7	2.4	2,815.0	13.2
計	104,508	235,991	100.0	2.3	6,597.9	35.8

資料) 春日部市統計書 (平成 30 年版)

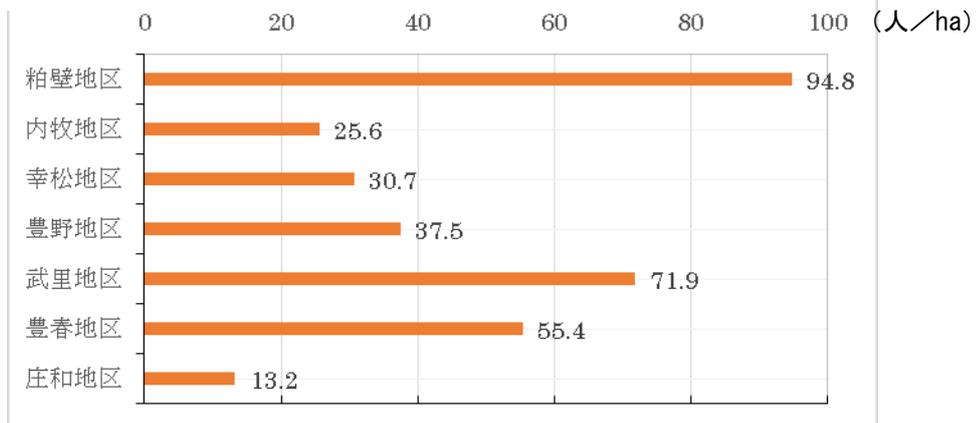
【地区別人口】

[平成 29 年 10 月 1 日現在]

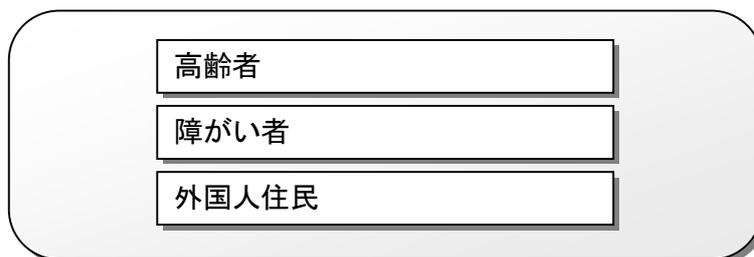


【人口密度】

[平成 29 年 10 月 1 日現在]



## 1.3 要配慮者



## (1) 高齢者

本市の総人口は、平成29年10月1日現在で235,991人である。そのうち65歳以上の人口は68,943人でその割合は29.2%、75歳以上の人口は30,268人でその割合は12.8%となっている。

## 【 高齢者人口とその割合 】

年次	総人口（人）	65歳以上		75歳以上（人）	
		人口（人）	割合（%） （高齢化率）	人口（人）	割合（%）
平成23年	238,005	53,050	22.3	19,467	8.2
平成25年	239,184	59,448	24.9	22,405	9.4
平成27年	236,969	65,036	27.4	25,630	10.8
平成29年	235,991	68,943	29.2	30,268	12.8

注) 各年10月1日現在

資料) 春日部市統計書（平成30年版）

## (2) 障がい者

本市の身体障がい者は、平成29年4月1日現在7,320人となっている。

## 【 身体障がい者数 】 [平成29年4月1日現在、単位：人]

1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数
2,715	1,020	1,210	1,640	385	350	7,320

注) 障がい者数は、障害者手帳所持者数として表示した。

資料) 春日部市統計書（平成30年版）

## (3) 外国人住民

本市には、春日部市統計書（平成30年版）によると、平成29年10月現在3,562人の外国人が在住し、人口全体に占める割合は1.5%となっており、徐々に増加している。

## 1.4 常住人口・昼間人口及び従業者・通学者人口

平成27年10月1日現在、春日部市の常住人口は232,709人、昼間人口は192,794人となっている。常住人口よりも昼間人口が少ないが、これは、当地から外へ通う従業・通学者の方が、当地に通う従業・通学者より多いためである。

本市から市外へ従業・通学者人口は、県内が39,233人、県外が32,375人、合計73,017人となっている。県内ではさいたま市が13,267人と最も多く、県外では都内が最も多く24,461人となっている。

大規模地震により鉄道等の交通機関が被災した場合、市外へ従業・通学している多くの市民は帰宅困難者になると懸念される。

【 常住人口、昼間人口及び従業者・通学者人口 】 [平成27年10月1日現在]

区分		人数(人)
常住人口		232,709
昼間人口		192,794
常住人口100人当たりの昼間人口		82.8
当地に常住する従業者・通学者		112,603
	市内で従業・通学	51,679
	市外で従業・通学(A)	73,287
当地で従業者・通学者		99,368
	他市区町村に常住(B)	31,953
流出超過数(A-B)		41,334

資料) 総務省統計局「国勢調査報告」

【 市外への従業者数及び通学者 】 [平成27年10月1日現在、単位：人]

従業地・通学地		総数	就業者	通学者
県内		39,233	34,214	5,109
	さいたま市	13,267	11,758	1,509
	越谷市	8,308	7,346	962
	その他	17,658	15,110	2,548
県外		32,375	29,351	3,024
	東京都	24,461	22,291	2,170
	千葉県	5,108	4,558	550
	その他	2,806	2,502	304
総数		73,017	64,875	8,142

注) 「総数」には、従業地・通学地「不詳」が含まれる。

資料) 総務省統計局「国勢調査報告」

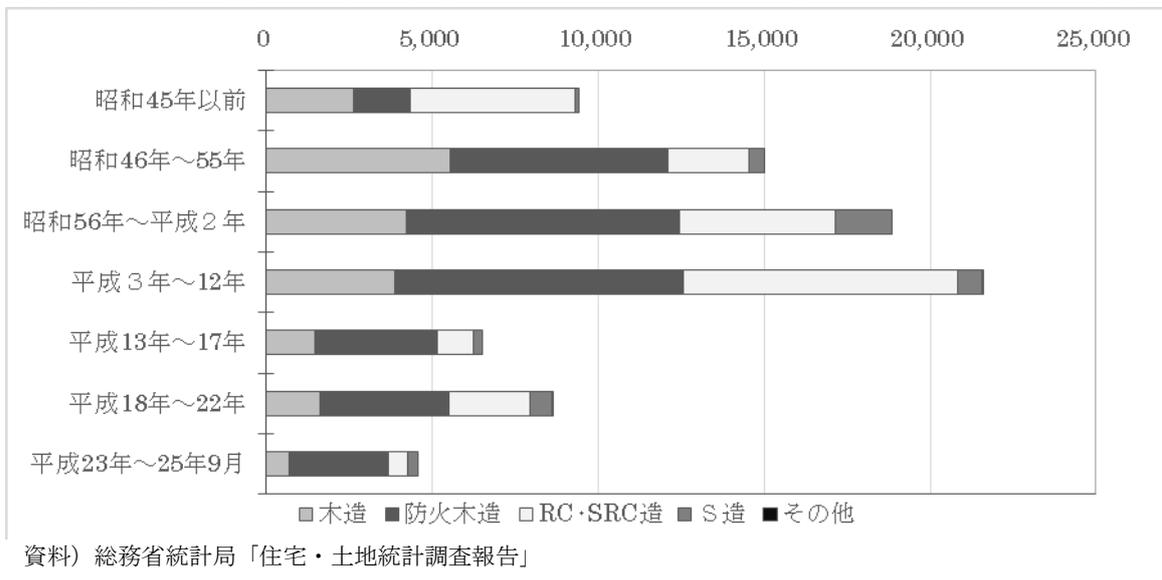
**第 2 建 物**

建築基準法は、昭和 46 年に十勝沖地震（昭和 43 年）を教訓に見直しが行われ、より高い安全性を求めて基準を補足し修正された。さらに、宮城県沖地震（昭和 53 年）を教訓として、昭和 56 年に新耐震設計基準が大幅に改正された。

その結果、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災においても新耐震設計基準による建物は被害が少なかった。

本市の住宅数は、平成 25 年 10 月 1 日現在、全部で 93,470 棟あり、そのうち耐震上問題のある昭和 56 年以前に建築された住宅は 24,420 棟で全体の約 26.1%を占めている。なかでも昭和 45 年以前に建築された住宅は 9,400 棟で全体の約 10.1%を占めている。

【 建築時期別、構造別の住宅数 】 [平成 25 年 10 月 1 日現在]



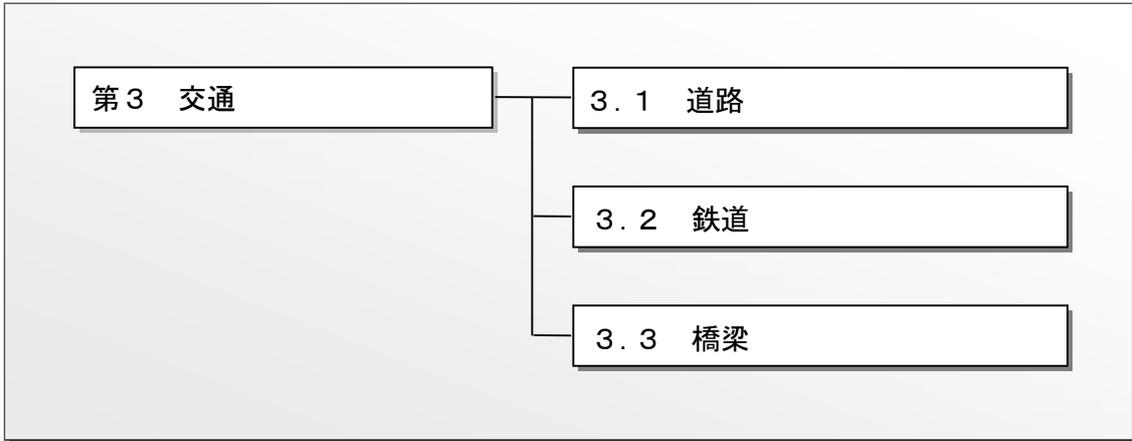
【 建築時期別、構造別の住宅数 】 [平成 25 年 10 月 1 日現在]

区分	木造	防火木造	RC・SRC造	S造	その他	総数
昭和 45 年以前	2,620	1,700	4,980	110	-	9,400
昭和 46 年～55 年	5,520	6,570	2,460	480	-	15,020
昭和 56 年～平成 2 年	4,200	8,240	4,720	1,700	-	18,850
平成 3 年～12 年	3,870	8,680	8,270	740	30	21,590
平成 13 年～17 年	1,470	3,690	1,060	270	-	6,490
平成 18 年～22 年	1,610	3,890	2,450	640	10	8,600
平成 23 年～25 年 9 月	680	2,990	580	310	-	4,560
総 数	22,620	40,160	25,710	4,860	110	93,470

注) 「総数」には建築の時期「不詳」を含む。

資料) 総務省統計局「平成 25 年住宅・土地統計調査報告」

**第 3 交 通**



**3.1 道 路**

本市の幹線道路は、国道が3路線、県道が12路線あり、交通の要衝となっている、こうした幹線道路は比較的整備されているものの、通過交通の増大や交通渋滞も見受けられ、必ずしも十分とはいえない。

また、本市の市道は、市域を南北に縦断する大落古利根川や中川等の多くの河川により東西方向が分断されており、地震災害時には、橋梁が交通ネットワークの上で果たす役割は非常に大きい。

**3.2 鉄 道**

本市は鉄道交通の要衝であり、伊勢崎線と野田線の東武鉄道2路線が春日部駅で結節している。特に、伊勢崎線は埼玉県東部と東京都中心部とを結ぶ大動脈であり、北千住で地下鉄日比谷線と、押上駅で地下鉄半蔵門線・東急田園都市線と相互乗り入れをしている。伊勢崎線は本市内では道路と平面交差であり、踏切が多く、東西方向の道路交通のネックとなっている。一方、野田線は環状方向の鉄道路線であり、さいたま市方面及び野田、柏方面と本市を結んでいる。こちらは一部単線区間もあり、伊勢崎線と比べると輸送力は小さい。

市内には、伊勢崎線に春日部、一ノ割、武里、北春日部の4駅が、野田線に豊春、八木崎、藤の牛島、南桜井の4駅がある。駅別の一日平均乗降客数を以下に表示する。

【 駅別一日平均乗降客数 】 [単位：人]

路線名	駅名	乗降人員	普通乗車	定期乗車
東武 伊勢崎線	春日部	51,673	30,467	21,206
	一ノ割	12,145	5,919	6,226
	武里	10,749	5,425	5,324
	北春日部	6,468	2,577	3,891
東武 野田線	豊春	8,958	4,470	4,488
	八木崎	6,812	2,836	3,976
	藤の牛島	4,727	2,278	2,449
	南桜井	9,785	4,772	5,013
合計		111,317	58,694	52,573

資料) 平成 28 年度 1 日平均輸送人員 東武鉄道調べ

### 3.3 橋 梁

本市の主要な橋梁としては、江戸川に架かる宝珠花橋（次木・杉戸線）、金野井橋（国道16号）、大落古利根川に架かる春日部大橋（国道16号）、新町橋（惣新田・春日部線）、古利根公園橋（さいたま・春日部線）、埼玉橋（国道4号）、八幡橋（春日部・松伏線）、ゆりのき橋（市道1-28）、藤塚橋（市道1-10）、古利根川橋（国道4号バイパス）、古利根橋（野田・岩槻線）、中川に架かる松富橋（西宝珠花・春日部線）、庄内橋（埼玉広域農道）、はなみずき橋（市道1-29）、中川橋（国道16号）、新川橋（西金野井・春日部線）、庄内古川橋（国道4号バイパス）、古隅田川に架かる隅田橋（国道16号）、会之堀川に架かる会之堀橋（野田・岩槻線）、新方川に架かる戸井橋（国道4号）、安之堀川に架かるおおば橋（野田・岩槻線）、新倉松川に架かる肅正橋（西宝珠花・春日部線）、新倉松橋（国道16号）、新幸松橋（西金野井・春日部線）、隼人堀川に架かる三千貝橋（春日部・久喜線）等がある。

**第 4 土地利用**

春日部市の平成 19 年から平成 29 年の地目別面積の推移を以下に示す。

宅地が増加傾向にあるのに対し、田畑は減少傾向にある。地目別面積の割合は、最も大きいのは宅地で 1,955ha 全体の 29.6%を占めている。田は 1,678ha で全体の 25.4%、畑は 685 ha で全体の 10.4%となっている。

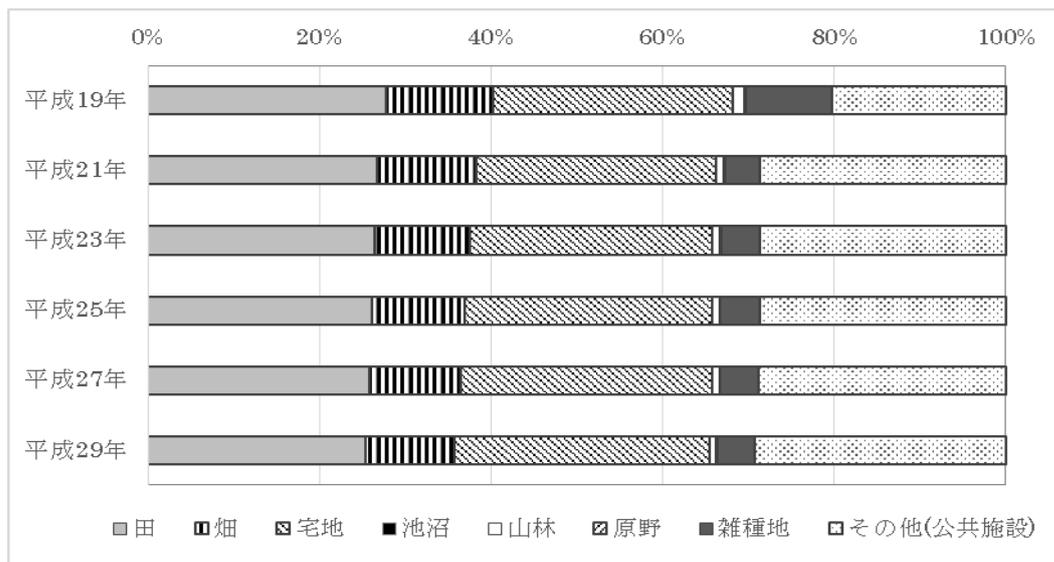
【 地目別面積の推移 】

[単位 : ha、各年 1 月 1 日現在]

年次	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他 (公共施設)	総数
平成 19 年	1,832	820	1,843	4	85	9	667	1,338	6,598
平成 21 年	1,765	758	1,842	2	61	8	273	1,889	6,598
平成 23 年	1,742	730	1,869	2	60	8	297	1,890	6,598
平成 25 年	1,723	709	1,903	2	57	7	299	1,896	6,598
平成 27 年	1,709	700	1,931	1	56	7	293	1,903	6,600
平成 29 年	1,678	685	1,955	1	55	7	291	1,928	6,600

資料) 春日部市統計書 (平成 24 及び 30 年版)

【 地目別面積割合の推移 】



【 地目別面積の割合 】

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

